

かなぎん ダイレクトバンキング ご利用規定

1. (サービス内容およびサービス利用対象者)

(1) サービス内容

かなぎんダイレクトバンキング（以下「本サービス」といいます。）取引は、お客様（以下「契約者」といいます。）がパーソナルコンピュータ・モバイル機器等（以下「端末」といいます。）を使用して、インターネット等を通じ、当行所定の以下のサービスを受ける場合に利用できます。

①照会サービス

②資金移動サービス

③定期預金サービス

④諸届け受付サービス（公共料金口座振替受付サービス、住所・電話番号変更）

⑤税金・各種料金等の払込みサービス「Pay-easy（ペイジー）」（以下「料金等払込みサービス」といいます）

(2) サービス利用対象者

本サービスの利用対象者は、当行に普通預金（総合口座を含む）を開設されている日本国内居住の個人に限ります。個人事業主はお申込みできません。

また、本サービスの申込みにあたっては、当行所定の方法により、本サービスで利用する契約者ご本人名義の口座、その他必要事項を届け出ることとします。

2. (サービス取扱時間)

本サービス取扱時間は、当行所定の時間内とします。ただし、当行はサービス取扱時間を契約者に事前に通知することなく変更する場合があります。

3. (使用できる機器)

本サービスをご利用いただく場合に使用できる端末の種類は、当行所定の機器とします。

4. (サービス利用口座)

本サービスにおいて、契約者が本サービスを申込した口座を代表口座、追加登録した口座を関連口座とし、代表口座・関連口座の総称をサービス利用口座と定めます。資金および手数料等はサービス利用口座を経由して移動するものとします。

5. (手数料)

(1) 利用手数料

本サービスのご利用に際しては、当行所定の利用手数料（消費税を含みます。）をいただきます。利用手数料は、当行所定の日に、預金通帳・払戻請求書なしで代表口座から自動的に引落とします。

(2) 振込手数料

振込のご利用に際しては、当行所定の振込手数料（消費税を含みます。）をいただきます。振込手数料は、当行所定の日に、預金通帳・払戻請求書なしでサービス利用口座から自動的に引落とします。なお、振込手数料は、諸般の情勢により契約者に事前に通知することなく変更する場合があります。

6. (本人確認)

本サービスのご利用についての契約者ご本人の確認は次の方法により行うものとします。

(1) パスワード等

以下のログイン ID・ログインパスワード・ワンタイムパスワード・秘密の質問、秘密の答え・届出情報をあわせて「パスワード等」といいます。

①ログイン ID

ログイン ID は、本サービスの取引画面に入るための ID で、お客さまのお名前に代わるものです。

②ログインパスワード

ログインパスワードは、本サービスの取引画面に入るためのパスワードです。

③ワンタイムパスワード

ワンタイムパスワードは、本サービスの当行所定の取引において入力していただく可変的なパスワードで、お客さまが所有するスマートフォン等にダウンロードして利用するワンタイムパスワード生成専用アプリケーション(ソフトトークン)により生成・表示されます。ワンタイムパスワードは当行所定の取引において 1 回のみ利用でき、一定時間経過後はご利用いただけません。

④秘密の質問、秘密の答え

秘密の質問、秘密の答えは、本サービスを利用する場合において、お客さまがアクセスされるパソコン環境やネットワーク環境などを分析し、普段と環境が異なると判断された場合等の追加認証に必要な質問および回答をいいます。

⑤届出情報

届出情報は、当行に登録されているお客さまの「口座番号」「生年月日」「カナ氏名」「届出電話番号」「キャッシュカード暗証番号」等をいいます。

(2) 本人確認方法

契約者より届出いただいたパスワード等を使用して本人確認を行います。なお、契約者がお取引の安全性を確保するため、「パスワード」は、使用している端末から当行所定の方法により変更登録を行うことができます。「パスワード」は定期的に変更手続きを行ってください。

(3) 「パスワード」の管理

「パスワード」は、第三者（当行が許容する電子決済等代行業者のサービス※を除く）に教えることなく、契約者自身の責任において厳重に管理してください。「パスワード」は本サービスをご利用いただくためだけのものであり、当行行員であっても契約者にお尋ねすることはありません。※許容する電子決済等代行業者のサービスについては、当行所定の方法により周知します。なお、当該サービスを起因とした損害について、当行はその責を負いません。

(4) 「パスワード」相違等によるサービス停止

契約者が当行宛に届け出た「パスワード」と異なる「パスワード」を当行所定の回数以上連続して入力した場合は、本サービスの提供を停止します。

7. (取引の依頼)

(1) 取引の依頼方法

本サービスによる取引は、「6. 本人確認」に従った本人確認が終了後、契約者が取引に必要な所定事項を当行の指定する方法により正確に当行に伝達することで、取引を依頼するものとします。

(2) 上限金額の設定

当行は、「1日あたりの上限金額」を定めます。「1日あたりの上限金額」は、初回の取引時に当行が定めた上限金額内で設定してください。また「1日あたりの上限金額」は、ご利用の端末から随時変更することができます。

8. (口座情報の照会)

当行は契約者からの依頼に基づき、サービス利用口座として登録されている口座について、各種の照会（残高照会、入出金明細照会等）サービスを行います。照会サービスにおいて当行が回答する内容は、照会時点の最新の取引内容が反映されない場合があります。

9. (口座振替)

口座振替サービスとは、端末を用いた契約者からの振替依頼に基づき、契約者と同一顧客内の普通預金口座または貯蓄預金口座（関連口座）に、契約者の指定する金額を振り替えることをいいます。

(1) 処理依頼内容確定後の取消・変更

予約扱いとした場合、処理依頼内容確定後も当行所定の時限までは取り消しを受け付けます。即時扱いとした場合には、取消・変更はできません。

(2) 振替資金の引落し不能の場合の取り扱い

依頼内容ごとの当行所定の時間に、支払指定したサービス利用口座（以下支払指定口座）から出金ができなかった場合や、入金指定口座に入金ができなかった場合については、その依頼がなかったものとして、振替の処理は行いません。また、当行所定の時間より後に支払指定口座から引落しが可能となった場合においても、当行は振替の手続きについてその責任を負わないものとします。

10. (口座振込)

(1) 口座振込サービスの内容

口座振込サービスとは、端末を用いた契約者からの振込依頼に基づき、契約者が支払指定したサービス利用口座（以下支払指定口座）より契約者の指定する金額を引落としの上、契約者の指定する当行の本支店、または当行の承認する金融機関の国内本支店の預金口座宛に振込を行うことをいいます。

(2) 振込依頼の方法

振込依頼は、前記「6. 本人確認」に基づきワンタイムパスワードと支払指定口座・振込指定口座情報（銀行名、支店名、科目、口座番号、受取人名）・振込金額等を当行宛送信して行うものとします。ご依頼の内容が確定した場合、当行所定の方法により支払指定口座から振込資金及び振込手数料を引落とし処理します。

(3) 振込手数料

振込の受付にあたっては、当行所定の振込手数料（消費税を含みます）をいただきます。

(4) 振込依頼の確認

当行が振込依頼を受信した場合は、当行が受信した依頼内容につき、当行側の受付処理を終えたこ

とを契約者宛に返信します。ただし、この場合、当行側の受付処理完了が、振込先への入金処理完了を意味することにはなりません。

(5) 振込指定日について

振込指定日は、当行所定の営業日を指定することができます。

(6) 振込依頼の確定後の取消・変更・組戻

①振込依頼の確定後の取消・変更・組戻はできません。

②確定した振込依頼に基づき発信した振込について、入金口座なし等の理由により振込先の金融機関から返却された場合には、当行は契約者に確認することなく振込依頼がなかったものとして、契約者が指定した支払指定口座に資金を返却いたします。この場合は、振込手数料は返却しません。また、これによって生じた損害については、当行は責任を負いません。

③指定日振込は、振込指定日の前日までの当行所定の時限において取消することができます。契約者は端末の取消画面にて取消手続きを行ってください。

④当行がやむを得ないものと認めて振込依頼の確定後の取消・変更・組戻を承諾した場合には、契約者は当行所定の書面にて手続きを行ってください。

⑤振込サービスによる振込についての訂正・組戻の依頼は、当行所定の方法で受け付けます。訂正・組戻には手数料がかかります。なお、振込先の金融機関がすでに振込通知を受信している場合には、訂正・組戻ができないことがあります。この場合には、受取人との間で協議してください。

⑥入金指定口座の登録・削除

振込サービスにより振込を行なった口座を入金指定口座として登録できます。登録できる口座数は、当行所定の口座数となります。当行所定の方法により登録を削除することもできます。

(7) 取引内容の確認

本サービスにより資金移動取引を行った後、振込指定日に入出金明細照会または当行の現金自動入出金機等で通帳記帳し、取引内容を確認してください。

(8) 振込資金の引落し不能の場合の取り扱い

当行は、振込依頼内容の確定の通知を送信しても、振込指定日の当行所定の時間内に支払指定口座から振込資金および振込手数料の引落しができない時は、その依頼がなかったものとして、振込の処理は行いません。この場合、当行所定の時間より後に支払指定口座から振込資金および振込手数料の引落しが可能となった場合においても、当行は振込の手続きについてその責任を負わないものとします。

11. (定期預金)

(1) 定期預金取引は、本サービスからの依頼に基づき、契約者の指定する本サービス利用口座（預入資金支払口座、預入資金入金口座）について定期預金の預入、解約をする取扱いをいいます。また、預入、解約のできる定期預金は当行所定の種類とします。

(2) 預入日、解約日は当行所定の日となります。なお、当行は契約者に事前に通知することなく当行所定の預入日、解約日を変更することがあります。また、預入された定期預金は、預入日の当行の預金金利が適用されます。

(3) 定期預金の預入について、契約者から本サービスからの依頼内容が確定した場合、当行は確定した内容に従い、原則として預入日に各種預金規定、総合口座取引規定およびカードローン取引規定等

にかかわらず、通帳、払戻請求書およびキャッシュカードの提出なしに本サービス利用口座から引出のうえ、指定口座宛に入金の手続を行います。また、定期預金の解約についても定期預金の預入と同様とします。

- (4) 次の場合には、定期預金の預入、解約を行うことができず、当行は、その依頼がなかったものとして取り扱います。
- ① 当行が預入手続を行う当日に預入金額が、預入資金支払指定口座の払戻のできる金額(以下、「支払可能金額」といいます。)を超えている場合。ただし、預入資金支払指定口座からの払出が複数ある場合で、その払出の総額が預入資金支払指定口座の支払可能金額を超える場合、そのいずれかを払い出すかは当行の任意とします。なお、当行が預入手続時に不能となった預入の依頼については、預入日当日に資金の入金があっても預入は行われません。
 - ② サービス利用口座に対し、顧客から支払停止の届出がある場合
 - ③ 預入資金入金口座が解約済みである場合
 - ④ 差押等やむを得ない事情のため、当行が預入、解約を取り扱うことが、不相当と認めた場合
- (5) 依頼内容が確定した場合は、依頼内容の変更または取消をできないものとします。

12. (住所変更・電話番号)

- (1) 住所変更・電話番号とは、本サービスからの依頼に基づき、契約者が当行に届出を行っている住所について、契約者の指定する内容への変更の受付を行うことをいいます。本サービスにより住所変更・電話番号を受け付けた場合は、本サービスに登録されている取引店の届出住所・電話番号を変更します。
- (2) いずれかの取引店において、当座預金、ご融資、国債、投資信託、マル優・マル特、財形預金のお取引がある場合は、確認書類のご提出またはご提示が必要なため、本サービスでは変更できません。
- (3) 住所変更・電話番号の手続きは、住所変更の受付から手続きの完了まで当行所定の日数がかかります。
- (4) 届出事項の変更を当行に通知した後に、届出事項の変更の登録が実施されるまでに旧届出事項に従い当行が実施した手続きにより契約者に生じた損害については、当行は責任を負いません。

13. (公共料金自動振替登録)

- (1) 公共料金自動振替登録とは、当行所定の収納機関に対する諸料金の支払いに関する預金口座振替契約を締結することができるサービスです。
- (2) 契約者が口座振替を依頼する場合は、別途定める約定期限を確約のうえ依頼するものとします。
- (3) 各収納機関への届出書は契約者に代わって当行が届け出ます。
- (4) 収納機関による振替の開始時期は各収納機関の手続き完了後とします。なお、収納機関によっては口座振替契約の締結ができない場合があります。

14. (料金等払込みサービス)

- (1) 料金等払込みサービスとは、当行所定の方法により、当行所定の金額範囲内で、普通預金口座から資金を即時引き落としのうえ、当行所定の収納機関(以下「収納機関」といいます)に対し、税金・代金・利用料金・手数料等(以下「料金等」といいます)の払込みを行なうサービスをいいます。

- (2) 料金等払込みサービスは、料金等ならびに払込手数料相当額を出金口座から引き落とししたときに取引が成立したものとみなします。取引の成立後は、申し込みの取り消しまたは訂正はできません。
- (3) 収納機関から納付情報または請求情報についての所定の確認ができない場合、その他当行がお客さまにおける料金等払込みサービスの利用を停止する必要があると認めた場合は、お客さまは、料金等払込みサービスを利用することができません。
- (4) 収納機関からの連絡により、処理済みの料金等の払込みが取り消されることがあります。
- (5) 当行は、料金等の払い込みにかかる領収書（領収証書）を発行しません。収納機関の納付情報または請求情報の内容、収納機関での収納手続きの結果その他収納業務に関する照会は、お客さまが収納機関に直接問い合わせすることとします。
- (6) お客さまが、当行または収納機関所定の回数を超えて所定の項目の入力を誤った場合は、料金等払込みサービスの利用を停止することがあります。サービスの利用を再開する場合は、当行または収納機関所定の手続きを行なうこととします。
- (7) 料金等払込みサービスの利用にあたっては、当行所定の払込手数料がかかる場合があります。
- (8) 料金等払込みサービスの利用は、当行所定の時間内とします。ただし、収納機関の利用時間の変動等により、当行所定の時間内であっても利用できない場合があります。

15. (免責事項)

- (1) 天災・火災・騒乱等の不可抗力、通信機器・回線・コンピュータの障害ならびに電話の不通等、当行の責によらない事由により取り扱いが遅延したり不能となった場合、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。
- (2) 取引依頼の際、当行と前記「6. 本人確認」により決定した「パスワード」の一致を確認して取り扱った場合は、「パスワード」につき偽造、変造、盗用または不正使用その他事故があっても、そのために生じた損害については、当行はその責を負いません。
- (3) 電話回線・専用回線等の通信経路において盗聴等がなされたことにより契約者の「パスワード」、取引情報等が漏洩した場合、そのために生じた損害については、当行は一切責任を負いません。
- (4) 契約者が申込書に押印した印鑑と当該の支払指定口座の届出印鑑を相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取り扱いを行った場合は、それらの申込書につき偽造、変造、盗用または不正使用その他事故があっても、そのために生じた損害については、当行は一切責任を負いません。

16. (届出事項の変更)

- (1) 印章・住所・指定口座その他届出事項に変更がある場合には、当行所定の方法により、直ちにお届け出ください。
- (2) 届出事項の変更は、当行の事務処理が完了したときから有効とします。事務処理完了の前に生じた損害については、当行に過失がある場合を除き当行は責任を負いません。

17. (不正な取引)

- (1) 本サービスにおいて、盗取されたパスワード等を用いるなど第三者による預金等の不正な払出し（以下、「不正な取引」といいます）によって契約者の利用口座に生じた損害について、次の各号のすべてに該当する場合、契約者は当行に対して補償の請求を申し出ることができます。

- ①パスワード等の盗用や不正な取引に気づいてからすみやかに、当行への通知が行われていること。
 - ②当行の調査に対し契約者より十分な説明が行われていること。
 - ③警察に被害を届け出て、被害事実等の事情説明を行い捜査に協力されていること。
- (2) 前項の申出がなされた場合、不正な取引が契約者の故意による場合を除き、当行は、当行へ通知が行われた日の30日（ただし、当行に通知することができないやむを得ない事情があることを契約者が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。）前の日以降になされた不正な取引にかかる損害（取引金額および手数料の額に相当する金額）について補償するものとします。
- (3) 前項は、第1項の不正な取引が行われた日（当該不正な取引が行われた日が明らかでないときは、不正な取引が最初に行われた日）から2年を経過する日以後に行われた場合は、適用されないものとします。
- (4) 前項の規定にかかわらず当行が善意かつ無過失であり、かつ、契約者に過失があることを当行が証明した場合には、当行は補償対象額の全額または一部について補償いたしかねる場合がございます。
- (5) 前項の規定にかかわらず、不正な取引が行われたことについて当行が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当することを当行が証明した場合には、当行は補償の責任を負いません。
- ①契約者の重大な過失による場合
 - ②契約者の配偶者、二親等内の親族、同居の親族、その他の同居人、または家事使用人による犯行または加担した不正な取引であった場合
 - ③契約者が、被害状況についての当行に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行った場合
 - ④直接間接問わず、第三者からの指示または脅迫に起因して生じた損害である場合
 - ⑤戦争、暴動、地震等による著しい社会秩序の混乱に乗じてまたはこれに付随して、不正取引等が行われた場合

18. (サービスの停止)

- (1) 本サービスを提供するシステム（以下「本システム」といいます。）のハードウェア機器・ソフトウェア等の保守点検・内容の変更作業を行うために任意に本サービスの全部または一部を一時停止することがあります。
- (2) 本サービスを一時停止する場合、本システムの稼働不良による場合を除き、あらかじめ当行の定める方法で通知します。
- (3) 当行の責によらない第三者の故意・過失による不具合の対策、回線工事等が必要な場合には、取扱時間中であっても契約者に予告なく本サービスの全部または一部を一時停止する場合があります。
- (4) お客さまは当行ウェブサイトから本サービスの緊急利用停止登録を行なうことができます。また、緊急利用停止登録を行なった場合は、振込・振替の予約扱いの処理依頼はすべて取り消しとなります。なお、その他の内訳サービスについては、処理依頼確定済みの処理依頼は、取り消しなりません。

19. (解約)

- (1) 本サービスは、当事者の一方の都合でいつでも解約することができます。ただし、当行に対する解

約の通知は当行所定の手続きによるものとします。

- (2) サービス利用代表口座が解約されたときは、当該口座における本サービスを利用できなくなります。また、サービス利用代表口座が解約されたときは、本契約は解約されたものとみなします。
- (3) 誤った「パスワード」を当行所定の回数以上連続して入力した場合は、本サービスの提供を停止します。この場合、直ちに本契約を再開する手続きまたは解約する手続きを行ってください。
- (4) 次の各号の一つにでも該当する場合には、当行はいつでも事前に通知することなく解約することができるものとします。

①相続の開始があった場合

②住所変更の届出を怠るなど契約者の責めに帰すべき事由により、当行において契約者の所在が不明になった場合

③本規定、当行所定の普通預金規定（総合口座取引規定を含む）の各条項に違反した場合

④1年以上にわたり、この取り扱いによる資金移動等が発生しない場合

- (5) 前項のほか、次の各号の一つにでも該当する場合には、当行は本サービスを停止し、または預金者に通知することにより本サービスの契約を解約することができるものとしますものとします。

①お客さまが、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」といいます）に該当し、次の各号のいずれかに該当することが判明した場合

- A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
- B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
- D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
- E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

②お客さまが、自らまたは第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為をした場合

- A. 暴力的な要求行為
- B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
- C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為
- E. その他前各号に準ずる行為

- (6) 本契約が解約等により終了した場合には、そのときまでに振込の処理が完了していない取引については、当行はその処理をする義務を負いません。

20.（規定の準用）

この規定に定めのない事項については、普通預金規定（総合口座取引規定を含みます）、キャッシュカード規定、貯蓄預金規定、当座勘定規定、カードローン規定、振込規定等の各規定により取り扱いま

す。

21. (通知等)

届出のあった氏名、住所にあてて当行が通知または送付書類を発送した場合には、延着しまたは到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

22. (規定の変更等)

(1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。

(2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

23. (契約期間)

この契約の当初契約期間は、契約日から起算して1年間とし、契約者または当行から特に申し出のない限り、契約期間満了日の翌日から1年間継続されるものとし、以降も同様とします。

24.(準拠法・合意管轄)

本契約の契約準拠法は日本法とします。本契約に関する紛争については、当行本店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。

以上